

貴自治体名 名古屋市懇談日時 11月4日(木) 午前・午後 2時00分～4時00分懇談会場 名古屋市東庁舎5階大会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2021年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉

(1)～(10)(12) 担当課(健康福祉局介護保険課)電話(052-972-2591)FAX(052-972-4147)
メールアドレス(a2591@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(8)(11)①(支え合い事業)③④

担当課(健康福祉局地域ケア推進課)電話(052-972-2547)FAX(052-955-3367)
メールアドレス(a2548-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)(11)①②⑤ 担当課(健康福祉局高齢福祉課)電話(052-972-2542)FAX(052-955-3367)
メールアドレス(a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)(11)①(なごやか収集)担当課(環境局作業課)電話(052-972-2394)FAX(052-972-4133)
メールアドレス(a2394@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp)(11)② 担当課(健康福祉局障害企画課)電話(052-972-2585)FAX(052-951-3999)
メールアドレス(a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(11)②(高齢者運転免許自主返納者への外出支援)

担当課(スポーツ市民局地域安全推進課)電話(052-972-3123)FAX(052-951-4823)
メールアドレス(a3124@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp)

(11)②(2020年度運行実績)

担当課(交通局自動車部監理課)電話(052-972-3864)FAX(052-972-3932)
メールアドレス(rosen.kanri@tbcn.city.nagoya.lg.jp)

(11)②(2020年度運行実績以外)

担当課(交通局企画財務部経営企画課)電話(052-972-3859)FAX(052-972-3938)
メールアドレス(keiei-kikaku@tbcn.city.nagoya.lg.jp)

(1) 第8期介護保険事業計画の保険料(第1号被保険者)を決めるに際し、取り崩した前期の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

2020年度末の準備基金残高 (見込み)(A)	第8期保険料策定にあてて取り崩した準備基金(B)	取り崩し割合<(B)／(A)> (小数点第1位まで)
6,653,075,000円	6,653,075,000円	100%

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は (○)ある ()ない

※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。(別添のとおり)

①低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

()ある (○)ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2021年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

- ・保険料の全額免除はありますか。 ()ない ()ある
- ・資産保有による制限はありますか。 ()ない ()ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある
- ・申請は必要ですか。 ()必要 ()不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1)収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

(○)ある ()ない

2)ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

<減免要件> 主たる生計維持者が失業や事業廃止したことなどにより、次の全ての要件に該当する場合 ・減免対象被保険者及び主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 410 万円以下 ・主たる生計維持者の合計所得見込額が収入減少理由(事業の休廃止、事業における著しい損失、失業、農作物の不作その他これらに類する理由をいう。)により2分の1以下に減少 ・世帯の合計所得見込額の合算額が 250 万円以下 <減免額> ・世帯の合計所得見込額の合算額が 110 万円以下の場合、申請月から6か月以内の保険料額の5割を減額(合計所得見込額が2分の1以下に減少する年の翌年3月までの保険料が減免対象) ・世帯の合計所得見込額の合算額が110万円超250万円以下の場合、申請月から6か月以内の保険料額の3割を減額(合計所得見込額が2分の1以下に減少する年の翌年3月までの保険料が減免対象)	
---	--

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	121 件	100 件
保険料減免の金額実績	1,722,830 円	1,550,470 円

4)コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年2月～3月	2020年度
保険料減免件数	2,340 件	2,569 件
保険料減免の金額実績	27,772,740 円	173,755,310 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2019年度	2020年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	10,021 人	8,447 人
	保険料滞納者延べ件数	123,305 件	103,131 件
保険給付の制限	償還払い人数	34 人	28 人
	保険給付の一時差し止め人数	0 人	0 人
	3割負担人数	151 人	124 人
財産差押え	差押え実人数	199 人	230 人
	差押え件数合計	236 件	278 件

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ある → 実施年月()年()月 (○)ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2021年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2)訪問介護利用料の助成割合 ()

3)居宅サービス利用料の助成割合 ()

4)施設サービス利用料の助成割合 ()

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(2,796)人(2021年4月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(306)人 待機者数(303)人 (2021年4月現在)

()把握していない

(6) 施設サービス基盤整備

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期				第8期	
	計画		実績		計画	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	— (—)	8,900 (630)	120 (5※1)	8,800 (430※1)	— (—)	9,120 (380)
介護老人保健施設	— (—)	6,975 (80)	75 (0)	6,866 (0)	— (—)	— (—)
認知症グループホーム	— (—)	3,488 (90)	205 (7)	3,511 (158※2)	— (—)	3,631 (120)
特定施設入居者生活介護事業所	— (—)	5,858 (280)	112 (7)	5,846 (268)	— (—)	6,246 (400)

※1 整備済み若しくは選定済みの施設数及び定員数とした。また、2017年度以前に第7期計画を前倒して整備した数(2施設130名)を含む。

※2 第8期計画を前倒して整備した数(50名)を含む。

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2021年3月末現在 ※は、2021年4月1日時点の数値)

	施設数	定員	入居者数
サービス付き高齢者住宅	109	4,033	3,634
住宅型有料老人ホーム	310	9,468	8,100 ※

(7) 介護施設の夜勤形態について

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	120	不明	不明	不明	不明
介護老人保健施設	75	不明	不明	不明	不明
グループホーム	204	不明	不明	不明	不明
小規模多機能	77	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	8	不明	不明	不明	不明
短期入所	136	不明	不明	不明	不明

②上記施設の内、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含みます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	不明	不明	不明	不明
介護老人保健施設	不明	不明	不明	不明
グループホーム	不明	不明	不明	不明
小規模多機能	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	不明	不明	不明	不明
短期入所	不明	不明	不明	不明

(8) 総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。(4,347)人(2021年3月31日時点の数値)

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2021年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数	利用人数

	2020年	2021年	2020年度	2021年度
現行の訪問介護相当の訪問介護	759	787	8,079	7,925
生活支援型訪問A(緩和した基準)	310	324	2,447	2,458
現行の通所介護相当の通所介護	752	750	10,100	10,178
通所型サービスA(緩和した基準)	194	184	192	215
			653	787
通所型サービスC(短期集中予防)	—	—	—	—

※利用人数の通所型サービスAの欄は上段がミニデイ型、下段が運動型の数値。(2020年4月より運動型サービスが通所型サービスCから通所型サービスAへ取扱いを変更)

③総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。

(○)ある ()ない その他(2020年4月より「原則6か月、身体状況により更新可」に変更) →ある場合

1)そのサービスの名称:(ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス)

2)制限期間の数字をご記入ください。

・()週間で終了 ※上記その他欄参照

・()週間後、クール期間()週間を経て継続、()週間で終了

(9)住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度(該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2020年度実績
住宅改修			○	2006年1月1日	6,473件
福祉用具			○	2016年1月1日	8,795件
高額介護サービス	○				件

(10)介護保険事業計画策定委員会

①計画策定委員会の公開 (○)公開している ()公開していない

②計画策定委員会の公募枠

第8期計画策定委員会(実績) ()ない (○)ある → (5)人

第9期計画策定委員会(予定) ()ない (○)ある → (5)人 ()未定

(11)高齢者福祉施策

①高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	⑦・無	(○)自治体 (○)新総合事業 ()その他事業
		担い手 本市職員(なごやか収集) 地域住民(住民同士による支えあい事業の実施)
安否確認・見守り	⑦・無	(○)自治体 (○)新総合事業 ()その他事業
		担い手 高齢者福祉相談員 福祉電話貸与事業(ボランティアによる電話訪問等) 緊急通報事業(あんしん電話) 委託事業者(いきいき支援センターに見守り支援員を配置) 指定事業者(自立支援型配食サービス) 登録事業者(見守りの協力事業者登録制度)
日常生活支援	⑦・無	(○)自治体 (○)新総合事業 ()その他事業
		担い手 委託事業者(生活援助軽サービス事業) 地域住民(住民同士による支えあい事業の実施)
買い物支援	⑦・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業
		担い手 地域住民(住民同士による支えあい事業の実施)

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中			
	地域巡回バスの名称	地域巡回バス			
	利用料	<p>高齢者(注1 歳以上)()円、障害者(注2)円 一般(210)円、子ども(歳～ 歳)(注3)円 注1 高齢者:4月1日時点で60歳以上の場合、市バス全線・3か月10,370円の「特得60バス定期」を購入できる。 (参考:通勤定期3か月26,570円) 注2 障害者:身体障害者等の福祉関係割引制度適用者は、大人100円、小児50円。ただし、名古屋市の福祉特別乗車券を有するものは無料。 注3 子ども:小児{6歳以上12歳未満(小学生)}は100円、幼児{1歳以上6歳未満(小学校入学前)}は保護者1人につき4人まで無料、幼児のみの場合は小児料金。乳児(1歳未満)は無料。</p>			
	その他特記事項	<p>「特得60バス定期」は、令和4年4月1日より、平日昼間(10時～16時)及び土日休日(土日休日ダイヤ特別運行日含む)専用の定期券に変更予定。 敬老パスを交付(2020年度末交付数315,140件) 障害者福祉特別乗車券を交付(2020年度末交付数77,517枚)</p>			
	2020年度の運行実績	22系統×18運行×365日=144,540運行/年			
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中			
	各対象者の要件及び助成内容				
	対象者	助成要件		2020年度の助成実績	
	高齢者	該当なし		()人	
	障害者	区分	交付対象者	助成内容	(16,271)人 ※2020年度は新型コロナウイルスの影響を鑑み、申出者139名に10枚の追加交付を実施。
		福祉タクシー利用券	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 	<p>一乗車740円を上限として実際にかかった金額 ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚</p>	
		リフト付タクシー利用券	<p>身体障害者手帳1・2級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方</p>	<p>一乗車2,200円を上限として実際にかかった金額 ※月8枚・年96枚を上限に交付 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚</p>	
※障害者福祉特別乗車券との選択制					
要介護認定者	該当なし		()人		
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	(○)実施している ()していない ()検討中 内容 運転免許を自主返納した70歳以上の高齢者に対して、代替の交通手段の一つである公共交通機関を活用してもらうため、申請により、マナカチャージ券(5,000円分)を交付				

③高齢者向けの健康体操・脳トレ健康体操などの事業主体とその内容についてご記入ください。

事業名	事業主体	事業内容	補助金の有無と金額
いきいき教室	保健センター	認知症予防、運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等の開催	無
福社会館認知症予防事業	委託事業者	認知症予防に効果的な取り組みや、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の一部を実施するなど、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催	無

④サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
高齢者サロンの整備等生活支援推進事業	委託事業者	孤立しがちな高齢者等が気軽に集えるサロン(集いの場)の整備	有 ① 開設助成 50,000 円上限 ② 運営助成 規模・回数に応じ 2,000～20,000 円/月
なごや認知症カフェ	地域住民団体やボランティア団体、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等	認知症の人が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう仲間づくりや生きがい支援、介護する家族の負担軽減、地域住民への普及啓発のため認知症カフェを実施する。	有 ① 開設助成 50,000 円上限 ② 運営助成 カフェ実施回数に応じ 1,000～4,000 円/月

⑤加齢性難聴者への補聴器助成がある場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

事業名	対象者	助成額	2020年度助成実績 (人数・金額)
該当なし			人 円

(12)介護認定者の障害者控除の認定について

①認定書の発行枚数実績は → 2019年度(1,240)枚、2020年度(1,201)枚

②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2019年度()件、2020年度()件

()認定書を送付している → 2019年度()件、2020年度()件

(○)自動的に送付していない

③認定書の発行の要件(複数回答可)

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

(○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

(○)その他、次のような方法で判断している

(「状況確認票」による聞き取り(要介護認定を受けていない者や有効期間経過後の者))

(1) 国保保険料(税) (医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2020年度	2021年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (9.76) %	× (9.52) %
	資産割	固定資産税額	× (—) %	× (—) %
	均等割	加入者1人につき	53,750 円	52,196 円
	平等割	1世帯につき	—円	—円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			91,484 円	88,595 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 14,976 円	予算 15,247 円
※2020年は予算・決算、2021年は予算			決算 算定中	

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 ※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

①市町村独自の低所得者減免

- 1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く
 (○)ある ()ない

- 2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

・【特別軽減】保険料の減額に該当している世帯
 ・【2割減免】保険料の減額が適用されていない世帯で、2020年中の所得の合計が「66万円＋(35万円×被保険者数)」以下の世帯

- 3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	68,196 件	93,585 件
保険料減免の金額実績	201,682,610 円	261,479,112 円

- 4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰入れはありますか。 (○)ある ()ない
 ※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ関係の減免は除く)

- 1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。
 (○)ある ()ない

- 2) ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

前年合計所得 1,000万円以下の世帯
 当年合計所得見込額 274万円以下の世帯
 当年合計所得見込額の減少割合 8/10以下に減少する世帯
 減免割合 最小(3)割～最高(7)割

- 3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	7,332 件	6,517 件
保険料減免の金額実績	564,365,444 円	467,702,298 円

③コロナ関係の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

- 1) 減免基準(2021年度)

(○)国基準と同じ ()国基準を拡大→拡大内容()

- 2) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年2月～3月	2020年度
保険料減免件数	6,562 件	8,673 件
保険料減免の金額実績	175,198,930 円	1,370,892,575 円

④子どもの均等割などの減免

- 1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。
 ()ある (○)ない

2)ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3)ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3)コロナ関係の傷病手当金の適用実績

質問項目	2019年度	2020年度
申請件数	0 件	51 件
決定件数	0 件	51 件
金額実績	0 円	3,256,555 円

(4)国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2020年6月1日	2021年6月1日
被保険者数	453,177 人	445,502 人
世帯数	308,721 世帯	306,023 世帯
滞納世帯数	41,401 世帯	37,103 世帯
資格証明書交付世帯数	267 世帯	0 世帯
短期保険証交付世帯数	7,836 世帯	5,168 世帯
留め置き世帯数(※1)	統計は取っていない	統計は取っていない
未交付・未更新世帯数(※2)	333 世帯	1,016 世帯

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(5)資格証明書 ※2021年6月1日現在でご記入ください。

①資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- (○)国の基準どおり実施している
- () 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
 - () 高校生世代以下の子どもがいる世帯
 - () 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
 - () 病弱者のいる世帯
 - () 次の場合は、交付対象から除外している

--

②資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に入院加療を必要とする緊急の医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定されるとき。 世帯主等または医療機関等の申し出により、当該被保険者に日常生活に重大な支障が生じることが明らかで、医療措置を必要とし、相当の医療費の負担が想定されるとき。

(6)短期保険証 ※2021年6月1日現在でご記入ください。

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
- ・5カ月()人 ・6カ月()人 ・1年()人 ・その他(期間別の統計は取っていない。)

②短期保険証発行の基準をご記入ください。

督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯

(7) 保険料(税)滞納者への差押え等

① 差押えの基準をご記入ください。

督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯のうち差押可能な財産がある場合
--

② 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2019年度	2020年度	
予告通知書の発行		2,094 件	2,021 件	
差押え	差押え世帯数	統計は取っていない	統計は取っていない	
	差押え件数合計	5,280 件	4,756 件	
	件数内訳	不動産	13 件	5 件
		預貯金	4,398 件	3,539 件
		生命保険(内学資保険)	231 件 (内学資保険不明)	312 件 (内学資保険不明)
その他		638 件	900 件	
競売による現金化		0 件	0 件	
徴収の猶予	申請件数	0 件	0 件	
	許可件数	0 件	0 件	
換価の猶予	申請件数	0 件	0 件	
	許可件数	0 件	0 件	
	職権件数	0 件	0 件	
滞納処分の停止	適用件数	2,909 件	4,497 件	
	件数内訳	無資力	1,394 件	2,617 件
		生活保護	1,131 件	1,422 件
		生活困窮	0 件	0 件
		所在不明	384 件	458 件
その他	0 件	0 件		

(8) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

※2021年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2019年度	2020年度
一部負担金の相談件数	統計は取っていない	統計は取っていない
一部負担金の申請件数	8 件	3 件
一部負担金減免の延べ件数	8 件	13 件
一部負担金減免の金額実績	3,880,809 円	1,681,623 円

(9) 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

① 70～74歳 (○) 簡素化済み(2018年10月受診分から実施) () 検討中 () 予定ない

② 70歳未満 () 簡素化済み(年 月受診分から実施) (○) 検討中 () 予定ない

(10) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 () 公開していない (○) 公開している

② 運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → () 人

3. 税の滞納について 担当課(収納対策課)電話(052-972-2357)FAX(052-972-4123)

メールアドレス(a2357@zaisei.city.nagoya.lg.jp)

(1)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2019年度	2020年度	
徴収の猶予	申請件数	適用人数 128 (地方税法附則第59条の規定に基づく特例猶予の適用人数を含む。)	適用人数 2,959 (地方税法附則第59条の規定に基づく特例猶予の適用人数を含む。)	
	許可件数			
換価の猶予	申請件数	適用人数 723	適用人数 737	
	許可件数			
	職権件数			
滞納処分の停止	適用件数	12,305	12,980	
	件数内訳	無資力	9,457	9,942
		生活保護	(未集計)	(未集計)
		生活困窮	503	473
所在不明		2,345	2,565	

4. 生活保護 担当課(健康福祉局保護課)電話(052-972-2559)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2553@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2021年4月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

(1)生活保護の申請件数とその保護件数について

質問項目	2019年度	2020年度
相談件数	20,219 件	21,733 件
申請件数	6,867 件	6,978 件
そのうち保護開始件数	6,394 件	6,560 件

(2)受給世帯数と人数

質問項目	2020年4月分	2021年4月分
受給世帯数	38,349 世帯	38,533 世帯
うち、外国人世帯数	2,128 世帯	2,230 世帯
受給人数	47,342 人	47,168 人
うち、外国人人数	3,298 人	3,416 人

(3)扶養照会について

質問項目	2019年度	2020年度
扶養照会を行った扶養義務者数	5,948 人	6,216 人
そのうち、援助された数	1,187 人	1,140 人

(4)世帯類型別被保護実世帯数(2021年4月分)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数	38,303	20,387	1,584	5,167	4,367	6,798
構成比	100%	53.2%	4.1%	13.5%	11.4%	17.8%

(5) 車の保有(2020年度)

2020年度 保有世帯数	172 世帯
--------------	--------

【保有理由の内訳】

障害者の通勤・通院等	9 世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	4 世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	1 世帯
深夜勤務等の業務従事者の通勤	0 世帯
その他(事業用 3、保留 155)	158 世帯

(6) エアコン設置状況

	2018年度	2019年度	2020年度
申請件数	一件	一件	一件
給付件数	104 件	144 件	127 件
給付金額	4,279,370 円	6,252,707 円	5,807,800 円

※以下は市のみお答えください

(7) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2020年4月現在	369 人	4 年 3 カ月	0 人	104 世帯	128 人
2021年4月現在	369 人	4 年 7 カ月	0 人	104 世帯	128 人

※平均経験年数で回答しています。

5. 福祉医療など

担当課(子ども青少年局子育て支援課)電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)

メールアドレス(a3083@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

担当課(健康福祉局医療福祉課)電話(052-972-2572)FAX(052-972-4148)

メールアドレス(a2572@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

- (1) 福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2020年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。
※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度		○	
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度			

- (2) 前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日) 令和4年1月1日

(改定内容) 18歳到達後最初の3月31日まで通院に係る自己負担額を助成

6. 子育て支援策

- (1) 担当課(子ども青少年局子ども未来企画室)電話(052-972-2522)FAX(052-972-4204)
メールアドレス(a2522-10@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)
- (1)④ 担当課(健康福祉局保護課)電話(052-972-2559)FAX(052-972-4148)
メールアドレス(a2553@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)
- (1)④ 担当課(教育委員会事務局指導室)電話(052-972-3232)FAX(052-972-4177)
メールアドレス(a3236@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)
- (2) 担当課(教育委員会事務局学事課)電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)
メールアドレス(a3215@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)
- (3)① 担当課(教育委員会事務局学校保健課)電話(052-972-2524)FAX(052-972-4146)
メールアドレス(a3246@kyoiku.city.nagoya.lg.jp)
- (3)②(4) 担当課(子ども青少年局保育企画室)電話(052-972-2524)FAX(052-972-4146)
メールアドレス(a2524@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)
- 担当課(子ども青少年局保育運営課)電話(052-972-2525)FAX(052-972-4116)
メールアドレス(a2525-09@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画について

①貧困対策計画の有無について (○)ある(令和2年3月策定) ()ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

②自立支援給付金事業について (○)実施(平成17年4月実施) ()未実施

2020年度実績 (高等職業訓練促進給付金 98、自立支援教育訓練給付金 36)件

給付額 (高等職業訓練促進給付金 94,009,500、自立支援教育訓練給付金 2,433,698)円

2021年度予算 (高等職業訓練促進給付金 112、自立支援教育訓練給付金 58)件

給付額 (高等職業訓練促進給付金 105,320,000、自立支援教育訓練給付金 3,530,000)円

③日常生活支援事業について (○)実施(昭和59年8月実施) ()未実施

2020年度実績 (85)件 支給給付額(18,421,180)円

2021年度予算 (91)件 支給給付額(16,291,000)円

④教育・学習支援について (○)実施(平成25年7月実施) ()未実施

【子ども青少年局及び健康福祉局】

2020年度実績 (150)カ所(定員 1,800)人 実施時期(通年)

2021年度予算 (150)カ所(定員 1,800)人 実施時期(通年)

【教育委員会事務局分】

※学習指導支援講師配置校93校において、夏季・冬季休業中に特設講座(20時間)を実施

⑤「無料塾」、「こども食堂」への支援について

1)「無料塾」への支援 ()実施(年 月実施) ()未実施 ※所管部署不存在

2020年度実績 ()カ所()人、2021年度予算 ()カ所()人

支援方法()

2)「こども食堂」への支援 (○)実施(平成29年4月実施) ()未実施

2020年度実績 ()カ所()人、2021年度予算 ()カ所()人

支援方法(社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に補助金を交付し、子ども食堂開設助成金の交付及び子ども食堂の啓発等を目的としたシンポジウム等を実施。)

(2) 就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。 ※別添のとおり

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2020年度	2021年度
受給者数	21,504 人	21,321 人
受給割合	13.3%	13.2 %
支給額	1,726,748,183 円	1,895,778,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
※2021年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.0)倍・金額(3,163,000)円 ※4人世帯の場合

③申請書の受付先 ()市町村窓口 (○)学校 ()窓口と学校のどちらも可

④就学援助の項目について

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの)
()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 (○)オンライン学習通信費
(○)その他(卒業アルバム代等、学校生活管理指導表文書費)

⑤日本スポーツ振興センター掛け金について

- ()就学援助の対象としている
(○)すべての児童の掛け金を公費助成している
()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3) 給食費の補助・減免について (就学援助家庭への減免は除きます)

①学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

②保育施設等の給食費に国の基準を上回って市町村独自の補助・減免を行っていますか。

()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 (○)行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

⑥3歳未満児の利用者負担額(保育料)について市町村独自の減免を行っていますか。

()徴収していない (○)減免を行っている ()行っていない

※減免を行っている場合は、以下の表(細分化している場合は全階層)をご記入ください。

国の基準			自治体の基準		
階層		基準月額 (標準時間)	階層	基準月額 (標準時間)	
①	生活保護世帯等	0円	A階層	0円	
②	非課税世帯	0円	B階層	0円	
③	市町村 民税 所得割 課税額	48,600円未満	C1階層	5,700円	
			C2階層	6,400円	
			C3階層	7,500円	
			C4階層	11,200円	
			C5階層	13,900円	
④		97,000円未満	30,000円	C6階層	17,500円
				C7階層	22,100円
				C8階層	25,800円
⑤		169,000円未満	44,500円	C9階層	29,400円
				C10階層	34,900円
⑥		301,000円未満	61,000円	C11階層	42,700円
				C12階層	50,300円
				C13階層	58,300円
⑦		397,000円未満	80,000円	C14階層	63,400円
⑧		397,000円以上	104,000円	C15階層	63,900円
				C16階層	64,000円

7. 障害者施策 担当課(健康福祉局障害者支援課)電話(052-972-2558)FAX(052-972-4149)
 メールアドレス(a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 入所施設(2021年7月時点)

- ・入所施設設置数 (16)カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 (399)人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年同月比(107.8)%
- ・()入所待機者数は把握していない

(2) グループホーム(2021年7月時点)

①グループホーム設置数(639)カ所 対前年比(116)%

②共同生活援助支給決定数 3,362 人 対前年比(116)%

③障害者グループホームの体制について

- 1) 夜勤体制をとっているところ GH (509)カ所
- 2) 宿直体制をとっているところ GH (71)カ所
- 3) 夜間通報体制をとっているところ (240)カ所
- 4) 夜勤体制を複数でおこなっているところ (17)カ所

④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

(○)ある → ある場合どんな補助ですか(別添のとおり)

()ない

(3) 訪問系各サービスの支給状況(2021年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	8,742 人	106.8%	585 時間	40 時間
重度訪問介護	1,532 人	100.7%	959 時間	174 時間
地域生活支援事業				
移動支援	7,150 人	102.7%	252.5 時間	48 時間

※最多支給時間は2021年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4) 短期入所について 2021年7月時点

- ・短期入所支給者数(4,420)人、昨年同月比(102.4)%、最多支給日数(30)日、
平均支給日数(9)日
- 年間 180 日以上利用可(短期入所)とする支給者数(172)人

(5) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

(○)介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時

(○)何らかの条件を設けている。

(○)要支援の該当者は、上乗せができない。

()障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

()介護保険の要介護度が要介護5の者

()介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

要支援に係るサービスが月単位の包括報酬サービスであるため、必要な支援が介護保険制度で賄えるため。

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数

2020年度支給者総数	2021年度支給予定者総数	前年度比(小数点1位まで)
224 人	331 人	147.8% ※②÷①

8. 任意予防接種の助成

担当課(健康福祉局感染症対策室)電話(052-972-2631)FAX(052-972-4203)

メールアドレス(a2631@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ	1歳の誕生日から6歳となる日の属する年度の末日までの方 (おたふくかぜの予防接種歴、り患歴がない方に限る)	3,512円	3,000円	2010年8月
帯状疱疹	50歳以上の方	ビケン 4,138円 シングリックス 10,738円/ 回	ビケン 4,200円 シングリックス 10,800円/ 回	2020年3月
子どものインフルエンザ		円	円	
麻疹(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	別添のとおり	4,706円	4,000円	2014年10月
高齢者用肺炎球菌(任意)	別添のとおり	4,706円	4,000円	2010年10月

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している → () 1回目を助成していない人が対象 () 1回目を助成した人も対象
(○) 実施していない () 検討中

9. 健診事業

担当課(子ども青少年局子育て支援課)電話(052-972-3083)FAX(052-972-4419)

メールアドレス(a3083@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

回 数	: 2回(産後2週間と1か月後)
開始年月	: 平成29年4月1日

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2020年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	2021年8月3日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	2021年8月13日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	2021年8月3日
	⑥障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	2021年8月13日
	⑦コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	2021年8月3日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	2020年11月
	②国民健康保険への支援を求める意見書	2020年11月
	③コロナ感染症に係る医療・介護・福祉等への支援を求める意見書	2020年11月

※2020年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。